

## 第2期群馬県版総合戦略策定懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく第2期群馬県版総合戦略（以下「戦略」という。）の策定にあたり、県民から幅広く意見を聴くことを目的として、第2期群馬県版総合戦略策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、専門的及び総合的な立場から意見を述べる。

- (1) 戦略の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 人口ビジョンの策定に必要な事項に関すること。

### (設置期間)

第3条 懇談会の設置期間は、令和元年11月26日から、戦略が策定される日までとする。

### (構成員)

第4条 懇談会は、15名以内とし、次に掲げる分野における有識者で構成する。

- (1) 子ども・福祉
- (2) 健康
- (3) 林業
- (4) 農業
- (5) 商工業
- (6) 金融
- (7) 労働
- (8) 建設業
- (9) 教育
- (10) 交流・移住
- (11) 外国人共生
- (12) マスコミ
- (13) 土業
- (14) 市町村

### (会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて企画部長が招集する。

- 2 懇談会を欠席する構成員は、当該会議に付議する事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 企画部長が必要と認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、懇談会に関し、必要な事項は企画部長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。